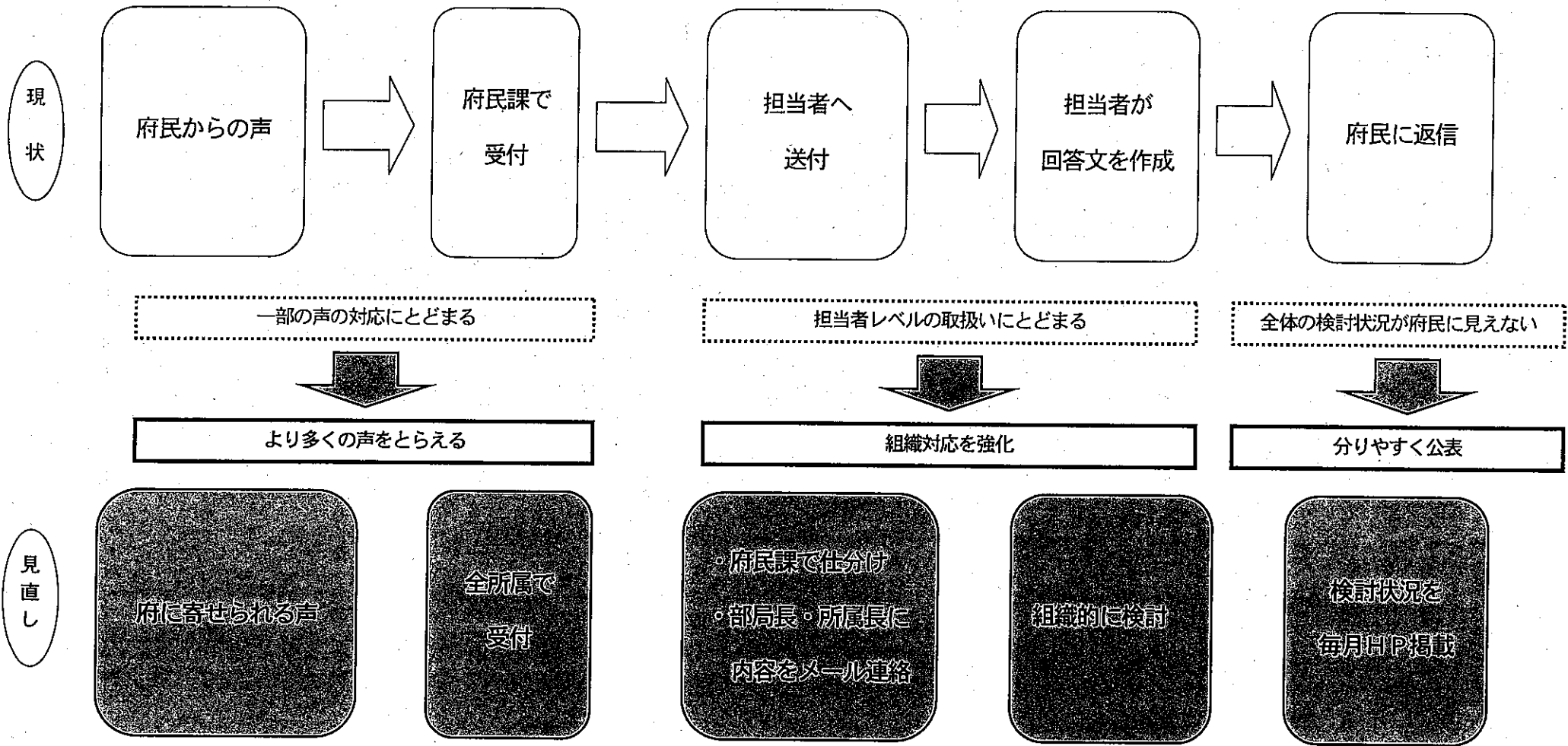
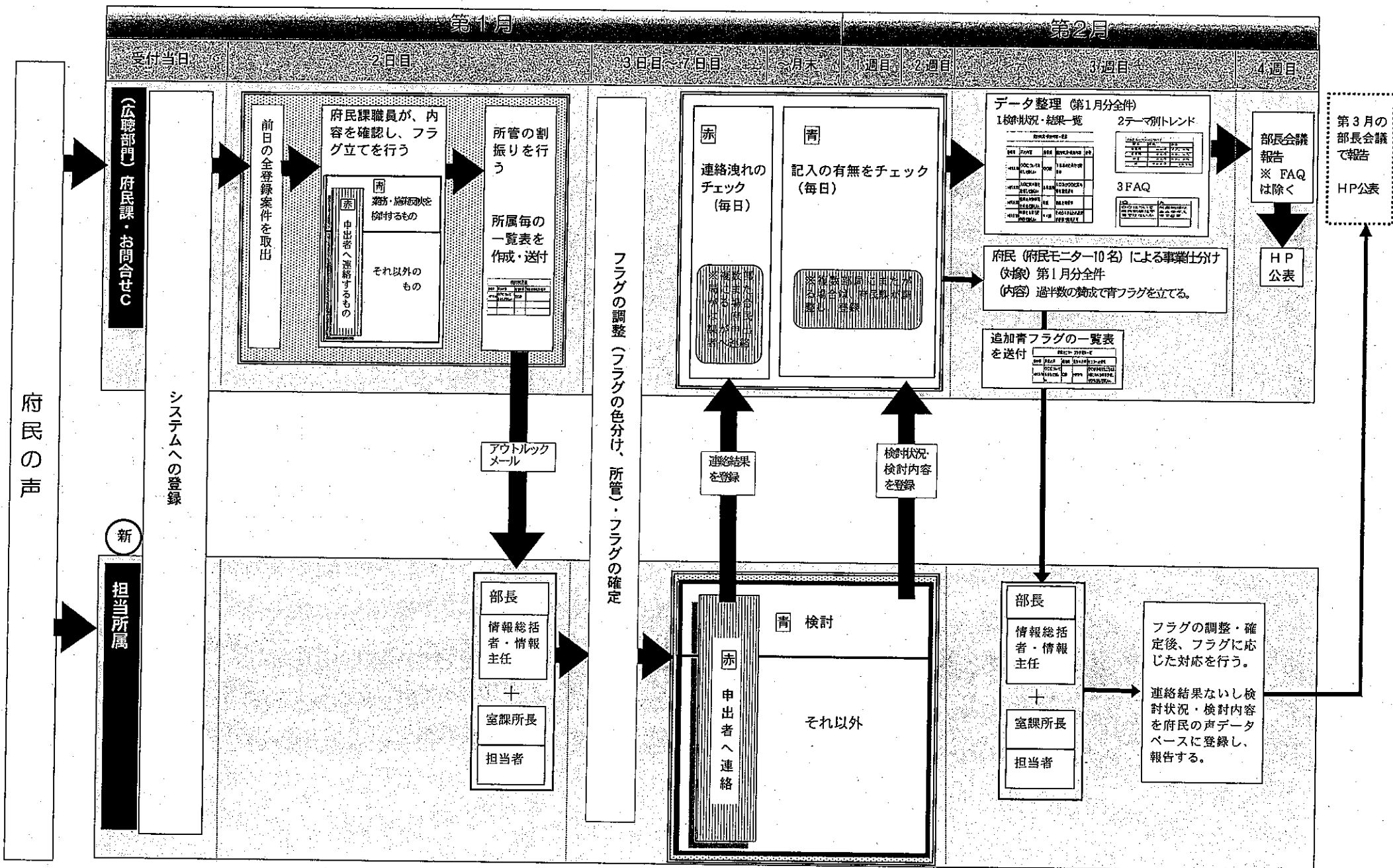


府民の声システムの検討状況について

府 民 の 声 シ ス テ ム



フロー



HPでの周知

o8o大阪府 Osaka Prefecture Government

Canvasカスタム検索 検索 文字サイズ 拡大 縮小 標準

トップページ | 経緯・経緯 | 暮らし・環境 | 産業・労働・まちなみ | 教育・文化 | 都市魅力・観光 | 府政運営・市政 | ホーム | 府政運営・市政 | 府政への意見 | 府政への意見

- ご意見をお寄せいただく方法
- お問い合わせセンター
- お問い合わせセンター
- お問い合わせセンター
- お問い合わせセンター
- お問い合わせセンター

府政への意見

大阪府では、府民の皆様との知事と力を結集した府政目標に立った府政を推進しています。日頃、府政に賛まれていることや、大阪府をより良くするためのご意見、ご提案をお寄せください。

インターネットから「府政への意見」にご意見をお寄せいただく場合は下記ボタンをクリック（「府政への意見」入力フォームへリンクしています）。



※システムのメンテナンス情報、操作上の注意事項等は、下記リンク先をご覧ください。
<http://www.chinaikei.osaka.jp/info.html>
 ※入力完了後、システム上「到達番号」が表示されますが、特にお慮いただく必要はありません。
 ※入力フォームでの送信データは、暗号化技術(SSL)により保護されています。

電話

※8001 または 05-6910-8001

※上記の電話は、府民お問合せセンターにつながります。
 ※開設時間は、9時から18時まで（土日・祝日、年末年始休み）
 ※電話料は、お間違えのないようご注意ください。

ファクス

06-6944-1010（専用ファクス）

はがき

〒540-8570（住居系郵便）
 大阪府庁「府政への意見」宛て

ご意見をお寄せいただく場合の注意

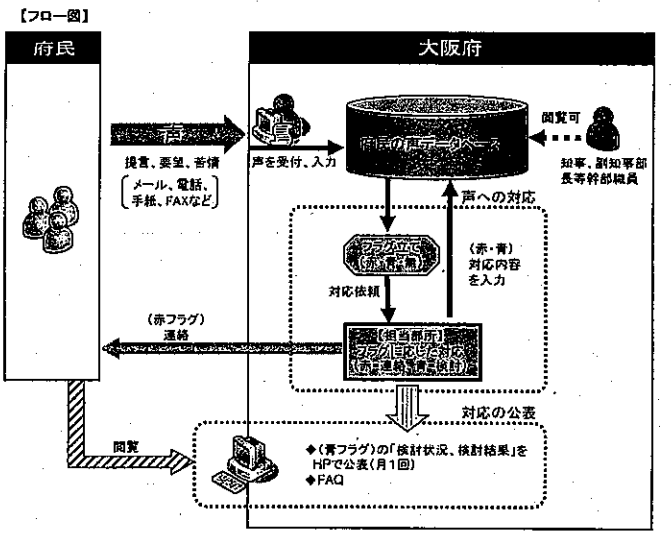
「府政への意見」は、府政に対するご意見をお寄せいただくためのものです。知事への個別の提案、苦情目的の提案、個人名を記載中傷するもの、大阪府政に関係のないものはご遠慮ください。
 ※苦情に対するご意見・ご要望は、こちら（大阪府政のホームページ）をご利用ください。
 ※専門的なご質問は、「相談窓口案内」のページに掲載しております各種専門相談の窓口をご利用ください。
 ※各種お問合せは「府民お問合せセンター」をご利用ください。

お寄せいただいた声の取扱いについて

大阪府にお寄せいただいた声（提案、要望、苦情）は全て「府民の声システム」に登録し、一元管理しています。お寄せいただいた声は府政情報室の職員が読み替えていただき、①ご意見をお寄せいただいた方へ連絡するもの（赤フラグ）、②声の内容を業務・施策反映へつなげるよう検討するもの（青フラグ）、③トレンド分析などの資料とするもの（フラグ無し）に分類します。この分類は、府へお寄せいただいた声の中から、ひとつでも多く業務改善や施策反映へ積極的につなげていくために行うもので、「フラグ立て」と呼んでいます。担当部署は、フラグに応じた対応を行います。

○赤フラグ：担当部署（または府政情報室）から声をお寄せいただいた方へ個別に連絡させていただきます。
 ○青フラグ：担当部署において、業務改善や施策反映に向けた検討を行い、毎月、検討状況、検討結果を部長会議で報告、ホームページで公表します。

また、お寄せいただいたご意見は、月毎にデータ整理するとともに、よく寄せられるご意見等はFAQを作成するなどして、ホームページで公表します。



最近寄せられたご意見の概要

21年8月は、1,052件のご意見いただきました。ありがとうございました。

種類別受理件数

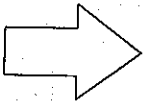
種類	受理件数
インターネット	613件
専用FAX	80件
専用はがき	21件
電話	338件

カテゴリ別受理件数

カテゴリ	受理件数
健康・福祉	71件
生活・環境	73件

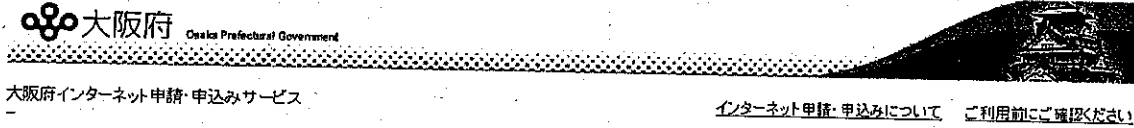
テーマ別意見収集

「府政への意見」の入力フォーム
にテーマ選択の項目を追加

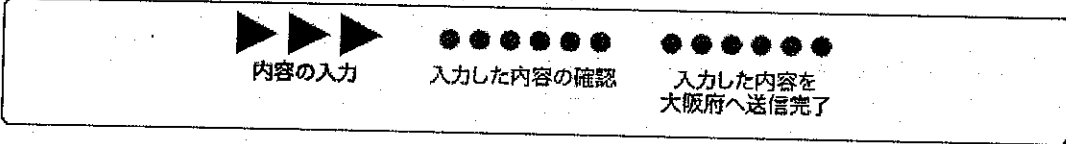


テーマごとの迅速でタイムリーな
トレンド分析を実施

(入力フォーム画面イメージ)



「府政への意見」入力フォーム



意見等のテーマ
【必須】

選択してください
(テーマの設定例)

- 庁舎移転案
- 大阪府立大学のあり方
- 地方分権
- 空港戦略
- 健康・福祉
- 生活・環境
- 産業・労働・まちづくり
- 教育・文化
- にぎわい・観光
- 府政・施策
- その他

随時テーマを設定
例:「〇ワッハ上方について」

テーマ以外の意見は
内容分類を選択する

スケジュール案(平成21年12月～平成22年1月)

作業項目		12月			1月				
大項目	中項目	14～	21日～	28日～	4日～	11日～	18日～	25日～	
1	各部調整・庁内周知	17日～ 周知・調整 ・議会への説明 ・各部への説明			[黒塗り]				
		組合説明							
		(17日) 次長会議				部長レク・部長会議 副知事会議・知事レク			
						実務者(各G1名)説明会			
						説明内容: 府民の声事務取扱マニュアル 3日間程度 250所属×5名 =1250名			
						記者会見 報道資料提供			
2	庁内調整・周知								
3	庁内説明会								
4	府民向けPR								
5	府ホームページ	HP掲載(府民の声の府の取扱方針について)							
6	モニター	府民モニター			府民モニター 1月公募準備(公募要領等作成) 2月募集 3月選定 4月第三週 初会合(3月分対象)				

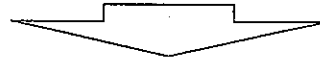
全庁記録開始(予定)月

登録対象

(案 2)

(基本的考え方)

府に寄せられる府民の声(政策提言、要望、苦情等)はすべて「府民の声システム」に登録



幅広い府民の声を捉え府政に活かす

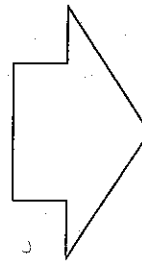
(現状)

○府民課に寄せられた一部の声のみ登録

(見直し後)

- 全ての職場に寄せられた声を登録する
- 本人以外の者から寄せられる声も全て登録する

	府民課	府民課以外の全所属
本人から寄せられる声	登録している	登録していない
本人以外の者から寄せられる声	一部登録していない	登録していない



	府民課	府民課以外の全所属
本人から寄せられる声	登録	登録
本人以外の者から寄せられる声	登録	登録

府民の声システムの登録の対象

府に寄せられる府民の声すべて

※声が誰から寄せられる場合でも、以下の登録の対象外に該当するものを除き、登録する

(登録の対象外)

1. 登録行為が重複するもの
 - ・法令、要綱等に基づき他の業務システムで記録されるもので、府民の声システムへの置換えが困難なもの
 - ・以下の場合であって別途記録がなされるもの
 - ・公式又は公開の場におけるもの
 - ・工事施工、事業実施上の事前調整や交渉
 - ・法令に基づく取り締まりや指導、違法行為等の通報
 - ・専門相談窓口における専門相談
2. 登録があまりにも煩雑すぎるもの
 - ・行政の制度や手続き、サービスなどの周知の事項にかかる単なる問合せ
 - ・一般的な会話の中での感想や不満の表現にとどまるもの
3. 府の業務に直接関係のないもの
 - ・民民に関する事項で、行政による関与ができないもの
 - ・府の施策や事業実施等に関係のない営業行為に係るもの
 - ・いたずらや趣旨不明のもの